

1 事業所の社会保険加入

Q 加入義務があるのはどんな事業所ですか？

A 法人事業所と5人以上の個人事業所です

●法人事業所と5人以上の個人事業所は強制適用

健康保険と厚生年金保険は、法律により事業所単位で加入が義務づけられています（強制適用）。

法人の事業所はすべて強制適用となり、社長1人だけ（1人法人）でも加入します。個人事業所は、従業員が常時5人以上あれば強制適用です。

すべての法人事業所			強制適用
個人事業所	一般の事業〔適用業種〕 (下記(1)～(3)以外) [*]	従業員 5人以上	
	(1)第一次産業（農林業、 水産養殖業など） (2)サービス業（旅館、飲 食店、理容理髪など） (3)宗教（神社など）	従業員 4人以下	従業員数 にかかわ らず

※令和4年10月から法律・会計業務を行う土業も適用業種となっています。

●従業員1／2以上の同意で任意適用

強制適用とならない事業所は、一定の要件を満たせば、任意で適用事業所となることができます。

任意適用事業所となるためには、事業所の従業員の1／2以上の同意が必要で、同意があれば加入を希望しない従業員も含めて適用されます。

●事業主には届出と保険料納付の義務

事業主は、事業開始から5日以内に「新規適用届」や従業員全員分の「資格取得届」などを提出し、事業所は健康保険・厚生年金保険の適用をうけます。

適用事業所の事業主は、法律により、被保険者についての届出と保険料負担・納付の義務を負います。

(1) 届出・事務協力義務	①被保険者の異動（資格の得喪）や給与・賞与に関する事項の届出 ②その他必要事項の報告等と、被保険者の申出にもとづく文書の提出
(2) 保険料の負担と納付義務	①保険料の1／2の負担 ②残り1／2の被保険者負担分（給与から源泉控除）と合わせての納付

また、名称・所在地など事業所にかかる変更があった場合にも、届出が必要となっています。

■事業所関係の届書・申請書【記載例⇒参考1】

① 適用をうける	新規適用届	45頁
② 名称・所在地の変更	名称・所在地変更（訂正）届	46頁
③ 事業主の変更など	事業所関係変更（訂正）届	47頁
— 任意適用をうける	任意適用申請書	—
— 事業所の廃止など	適用事業所全廃届	—



2 被保険者の資格と届出

Q1 従業員はすべて加入するのですか？

A

事実上の使用関係があれば必ず加入します

●事実上の使用関係があれば被保険者に

健康保険・厚生年金保険は、事業所を単位に適用されます。適用事業所で「常用的使用関係」にある人は、役職や国籍に関係なく被保険者となります。

この常用的使用関係とは、事業所で働き報酬をうけるという事実上の使用関係のことです。雇用契約があるかどうかは絶対的な条件とはなりません。

したがって、試用期間中の見習社員でも報酬をうけているれば被保険者となりますし、会社の社長や役員も法人に使用されるものとして被保険者となります。

●パートタイマー等の適用基準(平成28年10月から)

パートタイマーやアルバイトなどについては、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事する正社員の4分の3以上であれば被保険者となります（短時間就労者）。

また、4分の3の基準を満たさない場合でも、従業員数51人（令和4年9月までは501人、令和6年9月までは101人）以上の企業（特定適用事業所）に勤務し、①週の所定労働時間が20時間以上あること、②雇用期間が2カ月超（令和4年9月までは1年以上）見込まれること、③賃金の月額が8.8万円以上であること、④学生でないことの4つの要件すべてを満たす場合には短時間労働者として被保険者となります。

※平成28年10月前から被保険者だったパートタイマー等は、上記の基準によらず、同じ事業所に雇用されている間は被保険者となります。

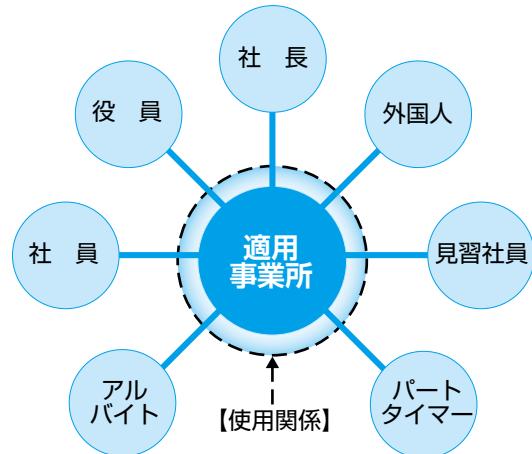
※従業員数は、現在の厚生年金保険の適用対象者数をいい、「フルタイムの従業員数」+「週労働時間および月労働日数がフルタイムの3/4以上である従業員数」となります。

※平成29年4月からは500人以下の企業も労使の合意があれば対象（任意特定適用事業所）となっているほか、国・地方公共団体は規模にかかわらず適用されています。

※短時間労働者の勤務する特定適用事業所に該当または該当しなくなった場合は「特定適用事業所該当／不該当届」を提出します。

●日々雇い入れられる人などは「適用除外」

臨時に使用される人や短い期間を定めて使用される人は、常用的使用関係にはないため「適用除外」となります。この場合、健康保険では条件を満たせば日雇特例被保険者（健康保険法第3条第2項被保険者）となります（手続や保険料は一般と異なります）。厚生年金保険には加入せず、国民年金に第1号被保険者として加入します（20歳以上60歳未満の間）。



所定労働時間	所定労働日数
正社員（被保険者）	
パートタイマー等（被保険者）	
パートタイマー等	

4分の3未満であっても上記 4分の3以上は
要件①～④を満たす場合は被
保険者となる（短時間労働者）

Q2 いつから加入し、保険料を負担しますか？

A

入社日から加入し、入社月から負担します

●事実上の使用関係が発生した日から被保険者に

健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格は、次のように使用関係が発生した日などに取得します。

- (1) 入社日など事業所に使用されるようになった日
- (2) 事業所が適用事業所になった日
- (3) 適用除外に該当しなくなった日

事業主は新たに被保険者になった人について、5日以内に「被保険者資格取得届」を提出します。

- ➡ 報酬が発生する日※（給料計算の起算日など）
- ➡ 個人事業所が法人になった日など
- ➡ 日々雇い入れられる人が常用になった日など

●被保険者となった月から保険料を負担

健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者となった月から、被保険者でなくなった日の前月まで、月単位で負担します。事業主は、前月分の保険料（被保険者負担分）を給与から控除します。

たとえば、4月10日入社でも保険料は（日割りではなく）4月の1ヶ月分がかかり、次のように納めます。

- (1) 5月に事業主には4月分保険料が通知
- (2) 5月支払いの給与から被保険者負担分を控除
- (3) 事業主負担分と合わせて5月末までに納付

資格取得届では、新入社員の報酬見込額を届け出ます（初任給に通勤手当等の定期的な手当額や残業手当等の見込額を加えた額）。これにより保険料の基礎となる標準報酬月額が決まります（資格取得時決定）。

※たとえば、勤務発令が4月1日、勤務開始が4月10日の場合、給与の支払方法により資格取得日が異なります。

- ① 1ヶ月分の給与が支払われる場合⇒資格取得日は4月1日
- ② 4月分の給与が勤務開始後の日割り計算で支払われる場合⇒資格取得日は4月10日



3

被保険者について事業主が行う届出

事業主は、①被保険者の異動【記載例A】、②報酬や賞与の支払【記載例E】についての届出が義務づけられています。さらに、住所変更や氏名変更など、被保険者の申出をうけて被保険者資格に関連する事項を届け出ます【記載例C】。

また、協会けんぽについては、被扶養者（次頁参照）に関する届出【記載例B】のほか、被保険者資格の管理に付帯する事項【記載例D】も、事業主が日本年金機構に届け出ます。

■採用や退職があったとき【記載例⇒A】

① 従業員を採用したとき	被保険者資格取得届	12頁
② 従業員が退職したときなど	被保険者資格喪失届	14頁

■被扶養者について届出が必要なとき【記載例⇒B】

① 被保険者に扶養家族がいるとき・加わったとき	健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金 第3号被保険者関係届）	16頁
② 被扶養者が扶養からはずれたとき	健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金 第3号被保険者関係届）	18頁

■被保険者について届出が必要なとき【記載例⇒C】

① 住所に変更があったとき（被扶養配偶者がいるとき）	被保険者住所変更届（国民年金第3号被保険者住所変更届）	20頁
② 氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更（訂正）届	22頁
③ 生年月日に訂正があったとき	被保険者生年月日訂正届	22頁
④ 基礎年金番号通知書の再交付をうけようとするとき	基礎年金番号通知書再交付申請書	23頁

■健康保険（協会けんぽ）での届出が必要なとき【記載例⇒D】

① 届書提出時（資格喪失届など）に資格確認書等を添付できないとき	健康保険 被保険者証回収不能届／資格確認書回収不能届	25頁
② 介護保険に海外勤務などで加入しない・帰国して加入するとき	介護保険適用除外等 該当・非該当届	26頁
③ 入社後すぐに（資格確認書交付前）保険診療をうけようとするとき	健康保険 被保険者資格証明書交付申請書	27頁

Q3 家族も健康保険に加入できますか？

A

被扶養者であれば健保で医療をうけられます

●生計を維持されていれば健康保険の被扶養者に

主として被保険者の収入で生計を維持している家族は、健康保険の被扶養者となることができます。

対象者は、下表の収入基準を満たす3親等内の親族（令和2年4月から、原則、国内居住）で、①配偶者、②子・孫・兄弟姉妹、③父母・祖父母等の直系尊属を除き、被保険者との同居が条件です。

同居	対象者の年収が、①130万円未満※ かつ②被保険者の年収の半分未満
	①を満たし、②は満たさないものの、対象者の年収が被保険者の年収を上回らない場合なども被扶養者となることができる
別居	対象者の年収が、①130万円未満※ かつ②被保険者の仕送（援助）額より少ない

※対象者が60歳以上または障害者の場合は「180万円未満」



被保険者の資格取得時に被扶養者となる家族がいる場合は、同時に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。その後、たとえば子の出生など被扶養者が追加される場合や、子の就職など被扶養者に該当しなくなった場合も、そのつど届出が必要です。

Q4 家族も年金に加入する必要がありますか？

A

60歳になるまでは国民年金に加入します

●20歳以上60歳未満の間は国民年金に加入

日本に住む20歳以上の人には国民年金に加入します。厚生年金保険の被保険者は第2号被保険者、その被扶養配偶者（健康保険の被扶養者である妻または夫で20歳以上60歳未満の人）は第3号被保険者です。

20歳以上の子など、他の家族は、健康保険の被扶養者であっても第1号被保険者となります。

●事業主が第3号被保険者の資格取得を届出

第3号被保険者の資格取得の届出は、被保険者である配偶者の事業所（または健康保険組合）を通じて行います。事業主は、申出をうけて国民年金第3号被保険者の届を提出する必要があります。

このため、被保険者の資格取得届を提出する際に被扶養配偶者がいる場合や、結婚して被扶養配偶者ができた場合には、健康保険被扶養者（異動）届と国民年

金第3号被保険者関係届を一体で提出します。

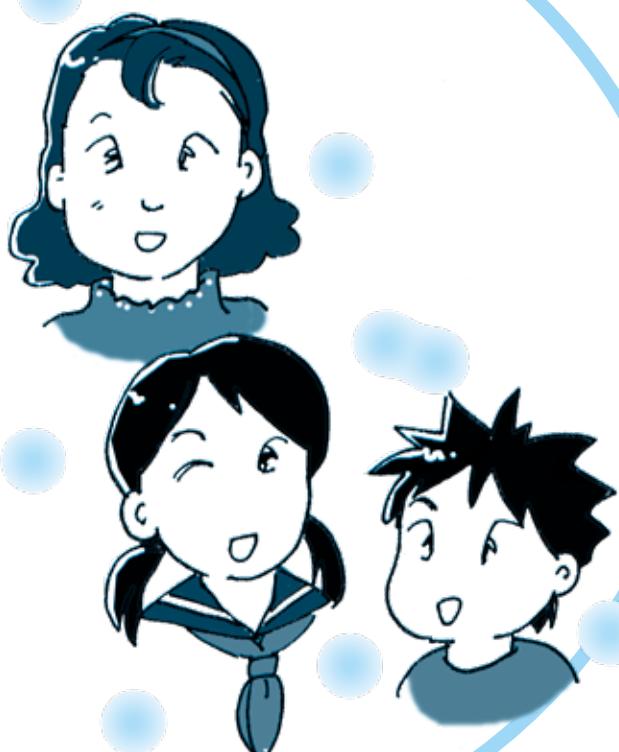
事業主はこのほか、第3号被保険者の氏名変更など「被扶養者（異動）届」と共通する事項を届け出ます。なお、第3号被保険者に該当しなくなった人が第1号被保険者となる場合は、本人が市町村に届け出ます。

■国民年金の被保険者

種別	対象者	資格取得等届出	保険料
第1号被保険者	農業・自営業・学生・無職など（20歳以上60歳未満）	本人が市（区）町村に届出	自分で負担（免除・納付特例あり）
第2号被保険者	厚生年金保険など被用者年金の被保険者本人（原則65歳未満）	厚生年金保険等の届出で自動的に処理（本人の手続は不要）	個別負担なし（厚生年金などの被用者年金が一括して拠出）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）	配偶者の事業所または健保組合を通じて届出	

Q5 社会保険にはいつまで加入しますか？

A 在職中は、原則として加入し続けます



●退職日などの翌日に資格を喪失

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格は、次の(1)～(5)の日までで、その翌日に資格を喪失します。

- (1)退職日（事業所に使用されなくなった日）
- (2)死亡した日
- (3)臨時雇用への切替えなど適用除外になった日
- (4)事業所が廃止になった日
- (5)任意適用事業所が任意適用取消を認可された日

※社会保障協定により相手国法令の適用を受ける場合も資格喪失

事業主は、資格を喪失した被保険者について「被保険者資格喪失届」を提出します。

保険料は、資格喪失日の前月まで負担します。資格喪失日とは退職日等の翌日なので、月末退職の場合には退職月の保険料も負担します。

●厚生年金は70歳到達、健康保険は75歳到達まで

70歳になると厚生年金保険の加入期間は終了します。事業主は、70歳になった被保険者について「70歳到達届」で厚生年金保険の資格喪失を届け出ます。ただし、70歳到達日以降も引き続き同一事業所に同一の報酬で使用される場合、届出は不要です（異なる報酬で使用される場合は届出が必要）。

70歳からは健康保険のみに加入しますが、75歳になると都道府県の後期高齢者医療に加入します（65歳以上で障害認定をうけた場合も同じ）。事業主は該当者について健康保険の資格喪失を届け出ます。

在職中 (入社～退職まで)	70歳から	75歳から
厚生年金保険 加入	(70歳以上でも届出は必要)	
健康保険 加入		後期高齢者医療に加入

退職後の医療保険と年金

●2年間は健康保険に継続して個人加入できる

健康保険では、退職日までの被保険者期間が継続して2カ月以上ある人は、退職後ひき続き2年間、その健康保険に個人で加入できます（任意継続被保険者）。保険料は、全額を自分で負担します。手続は、資格喪失日から20日以内に、

在職中	2年間	75歳になるまで	75歳から
(一般)	任意継続被保険者	国民健康保険 (別の健康保険)	後期高齢者医療
健康保険			

本人が住所地の協会けんぽ都道府県支部（または加入していた健康保険組合）で行います。

任意継続被保険者期間が終了した後は、別に健康保険に入れる場合を除き、国民健康保険に加入します（75歳以上の人には後期高齢者医療）。

●国民年金には自分で手続して60歳になるまで加入

20歳以上60歳未満の間は、国民年金に加入します。60歳になる前に退職した場合、市町村で国民年金（第1号被保険者）の手続を行います。

被扶養配偶者も、配偶者が退職すると（または在職中でも原則65歳になると）、国民年金の第1号被保険者となりますので、市町村での手続が必要です。

3 給与・賞与と保険料のしくみ

Q1 毎月の保険料はどのように決められていますか？

A 標準報酬月額と保険料率により計算します

● 「標準報酬月額×保険料率」を労使折半で負担

健康保険・厚生年金保険に毎月納める保険料は、「各被保険者の標準報酬月額×制度ごとに定められた保険料率」で計算します。そして、これを被保険者と事業主が半分ずつ負担します。

● 健康保険の保険料は一般保険料と介護保険料

健康保険の保険料率は、一般保険料率（すべての被保険者が負担）と介護保険料率（40歳以上65歳未満の被保険者が負担）で設定されています。

一般保険料率	基本保険料率	医療などの給付費等に充てる分
特定保険料率		高齢者医療への拠出等に充てる分
介護保険料率		介護保険への納付金に充てる分

協会けんぽの一般保険料率は、地域の医療費などを反映して都道府県単位で設定されています。

6

● 厚生年金の保険料は18.3%で固定

厚生年金では、最終的な保険料の水準が法律で定められており、その負担の範囲内で給付を行うことが基本となっています（保険料水準固定方式）。

最終的な保険料水準は、平成29年9月から18.3%に固定されました。その後も、その水準としていくため毎年9月に改定されてきました。

年月	一般
平24.9～	16.766%
平25.9～	17.120%
平26.9～	17.474%
平27.9～	17.828%
平28.9～	18.182%
平29.9～	18.300%

● 毎月の保険料の算定例（被保険者負担分）

標準報酬月額 【例】	健康保険		厚生年金 保険料 (平29.9～)
	一般保険料	介護保険料	
220,000円	10.0% 【例】	1.59% 【例】	18.3%

健康保険 <40歳からは介護保険料を上乗せ>
40歳未満：220,000円×10.0%÷2=11,000円
40～64歳：220,000円×(10.0%+1.59%)÷2=12,749円
厚生年金保険
220,000円×18.3%÷2=20,130円
※被保険者負担分の円未満の端数は、50銭以下は切り捨て、51銭以上は切り上げて1円とします（労使で別の取決め等がない場合の原則）



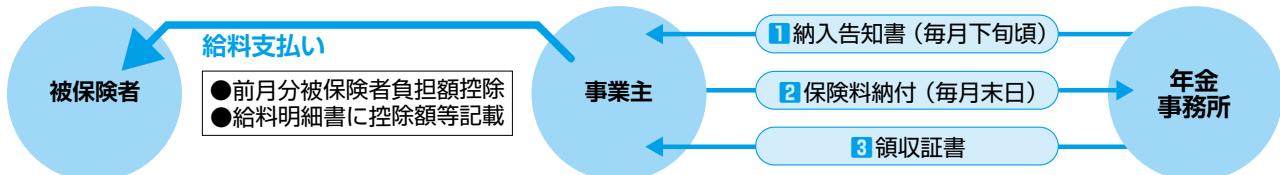
給与からの保険料の控除と納入告知書にもとづく納付

保険料は、被保険者の資格取得月から資格喪失月の前月まで、月単位でかかります。同一月で入社・退職した場合でも、その1ヶ月分を負担します。

事業主は、被保険者にその月支払う給与から、前月分の保険料（被保険者負担分）を源泉控除し、事業主負担分と合わ

せて納めます。なお、月末退職者は、資格喪失日が翌月1日のため、退職月の保険料も発生しますが、このとき事業主は、前月分と退職月分の2ヶ月分保険料を控除できます。

事業主には、事業所ごとに前月分の保険料の「納入告知書」が送付されますので、月末までに納付します。



Q2 標準報酬月額はどのように決められますか？

A

実際の給与にもとづき毎年決定されます

●実際の報酬を等級区分にあてはめて決定

標準報酬月額とは、毎月の保険料計算で用いる各被保険者の仮定的な報酬です。被保険者がうける実際の「報酬」の月平均額を、一定の範囲（等級区分）にあてはめて、それに応じた額で決定されます。等級区分は健康保険50等級（平成27年度までは47等級）、厚生年金保険32等級（令和2年8月までは31等級）です。

ここでの「報酬」とは、賃金、給料、手当など名称を問わず、労働の対償としてうけるすべてを合算したもので、食事などの現物支給も含みます。ただし、まったく臨時のものや、年3回以下の賞与は対象外です



(年3回以下の賞与は、標準賞与額の対象です)。

※標準報酬月額は、保険料の計算基礎とされるほか、健康保険では傷病手当金や出産手当金の計算基礎に、厚生年金では報酬比例年金の計算基礎などに用いられます。

●入社時に決定し、毎年9月から改定

各被保険者の標準報酬月額は、まず入社時に決められ（①資格取得時決定），その後、毎年1回、給与変動に対応して9月に決め直されます（②定時決定）。

ただし、その間に大幅な給与変動があった場合は、そのときに決め直されます（③随時改定）。

■報酬月額と該当する標準報酬月額・等級（例）

等級 健保 厚年	標準報酬 月額 (単位：円)	報酬月額 (単位：円)	
		以上	未満
1	58,000	63,000	
2	68,000	63,000	73,000
3	78,000	73,000	83,000
4	88,000	83,000	93,000
5	98,000	93,000	101,000
6	104,000	101,000	107,000
15	12	180,000	175,000
16	13	190,000	185,000
17	14	200,000	195,000
18	15	220,000	210,000
19	16	240,000	230,000
20	17	260,000	250,000
34	31	620,000	605,000
35	32	650,000	635,000
36		680,000	665,000
37		710,000	695,000
48		1,270,000	1,235,000
49		1,330,000	1,295,000
50		1,390,000	1,355,000

【例1】 厚生年金の下限該当
報酬月額 71,200円
標準報酬月額
健康保険 厚生年金
68,000円 88,000円
2等級 下限・1等級

【例2】 健保・厚生年金で同額
報酬月額 203,200円
標準報酬月額
健康保険 厚生年金
200,000円
17等級 14等級

【例3】 厚生年金の上限該当
報酬月額 682,800円
標準報酬月額
健康保険 厚生年金
680,000円 650,000円
36等級 上限・32等級

■標準報酬月額の決定と有効期間

	届け出るとき	届書	有効期間
①資格取得時決定	被保険者になったとき（入社時）、そのときの報酬月額の見込額を届け出て、資格取得月に決定	資格取得届 【記載例 A①】	1～5月に決定⇒その年の8月まで 6～12月に決定⇒翌年の8月まで ※9月からは②定時決定による額 ※③随時改定に該当した場合は改定
②定時決定	毎年1回7月に、4月・5月・6月の報酬月額を届け出て、9月に決定	算定基礎届 【記載例 E①】	9月から翌年8月まで ※③随時改定に該当した場合は改定
③随時改定	報酬月額が大幅に変動したとき、変動月から3ヵ月間の報酬月額を4ヵ月目に届け出て、4ヵ月目に改定	月額変更届 【記載例 E②】	1～6月に改定⇒その年の8月まで 7～12月に改定⇒翌年の8月まで ※9月からは②定時決定による額

Q3 毎年の定時決定はどのように行われますか？

A

9月からの額を4～6月の給与で決めます

●7月に届出、9月から1年間の標準報酬月額を決定

標準報酬月額は、事業所での報酬支払いに対応させために、毎年度決め直されます（定時決定）。

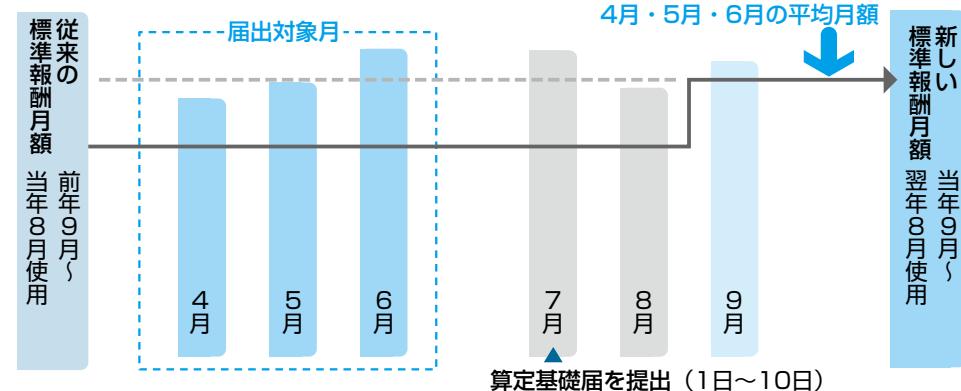
定時決定では、4月・5月・6月の3ヵ月間の報酬月額にもとづき、9月から翌年8月までの標準報酬月額が決められます。事業主は、7月1日現在の全被保険者について、7月1日～10日（または指定日）に「算定基礎届」【記載例E①】を提出します。

●支払基礎日数17日以上の月の報酬を平均

定時決定は、その年の9月以降にうけるはずの報酬月額にもとづき標準報酬月額を決定するものです。

したがって、給与支払の基礎となった日数（支払基礎日数）が17日（特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日。以下同じ）未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があるため、計算の対象から除きます。

なお、短時間就労者は、支払基礎日数17日以上の月がない場合は、実態に応じた取扱いとなっています。



- ※定時決定の対象とならない人
7月1日現在の被保険者は算定基礎届による届出の対象ですが、次の人は定時決定の対象とはなりません。
 - ①6月1日以降の新たな被保険者（資格取得時決定で来年8月までの標準報酬月額が決まっているため）
 - ②4月／5月／6月に固定的賃金が変動し、7月／8月／9月に隨時改定が予定されている被保険者（来年8月までの標準報酬月額が、別に随时改定で決められるため）

Q4 給与が大幅に変わったときはどうしますか？

A

3ヵ月平均で2等級差ならば改定されます

●給与変動から4ヵ月目に標準報酬月額を改定

昇給や降給などがあり、被保険者の報酬が大幅に変動した場合は、その変動に対応し、定時決定を待たずして標準報酬月額が改定されます（随时改定）。

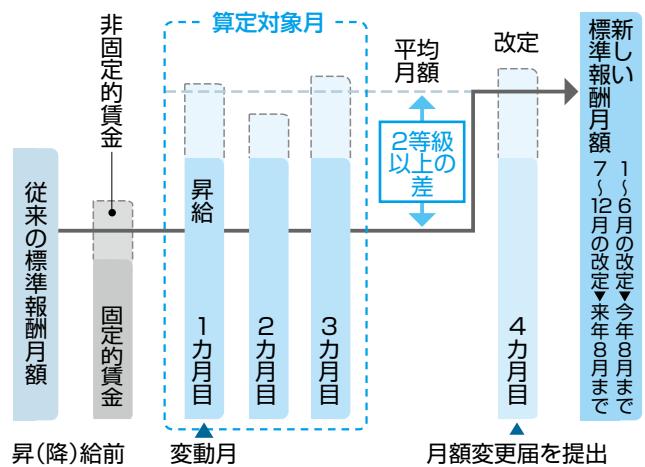
随时改定では、報酬の変動月から3ヵ月間の報酬月額にもとづき、4ヵ月目に標準報酬月額が改定されます。事業主は、該当する被保険者について4ヵ月目に「月額変更届」【記載例E②】を提出します。

●固定的賃金の変動と3ヵ月平均・2等級差が条件

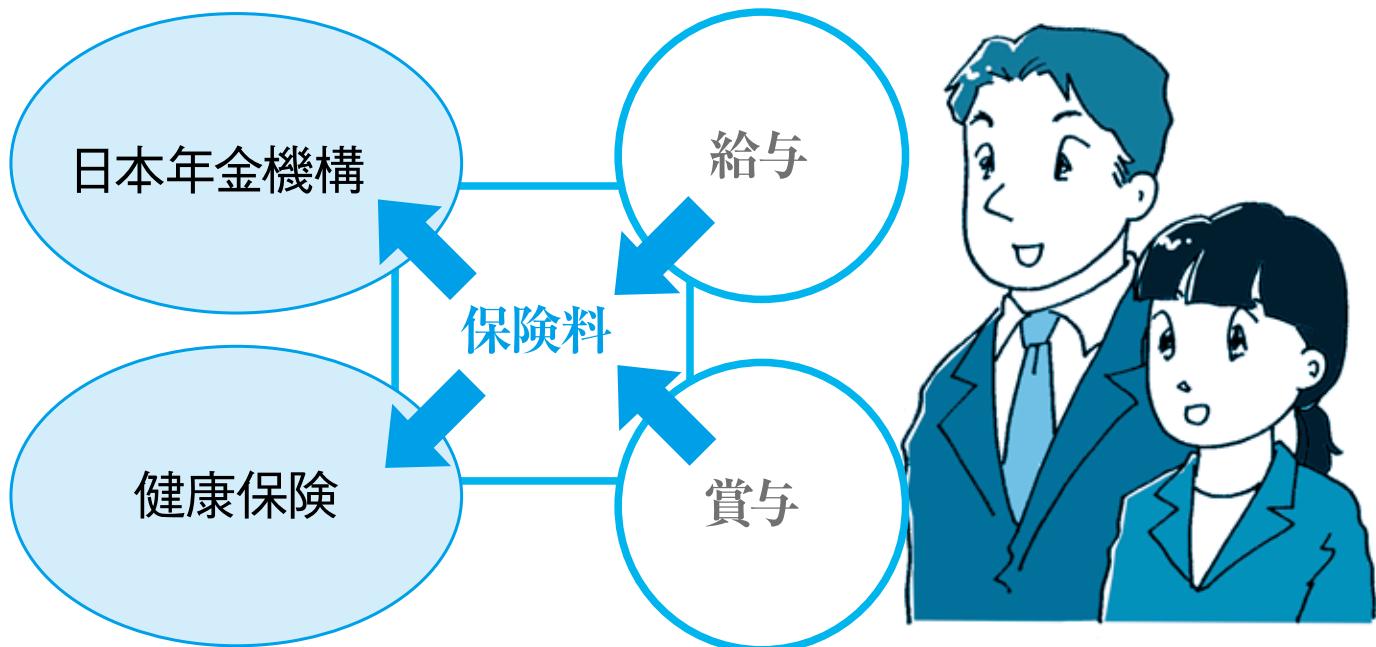
随时改定は、(1)(2)(3)を満たす場合に行われます。

- (1)固定的賃金の変動があった（支給額や支給率が決まっている基本給や手当額が変動した）
- (2)①変動月以後3ヵ月間の報酬（残業手当などの非固定的賃金も合算）による標準報酬月額と、②現在の

標準報酬月額の間に、2等級以上の差が生じた
(3)変動月以後3ヵ月の支払基礎日数が17日以上ある



※残業手当など非固定的賃金の増減により、固定的賃金の変動と逆の2等級差が生じた場合には、随时改定は行われません。



Q5 ボーナスにも保険料がかかりますか？

A 毎月の給与と同じ料率で保険料を負担します

●保険料の基礎となる標準賞与額を届出

年3回以下のボーナス（賞与等）にも、毎月の保険料と同様に保険料がかかります。

事業主は、従業員に「賞与」を支給したとき、5日以内に「賞与支払届」【記載例E③】を提出し、保険料の基礎となる標準賞与額が決定されます。

標準賞与額の対象となる「賞与」とは、賞与、賃金、給料などの名称を問わず、労働の対償として年3回以下支給のもので、現物支給を含みます。年4回以上の支給であれば標準報酬月額の対象となります。

●標準賞与額は賞与の1,000円未満を切り捨てた額

保険料の基礎となる標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。上限が設定され、それを超える額に保険料はかかりません。

健康保険については、保険者（協会けんぽ、各健康保険組合）単位で、年度（4月～翌年3月）の累計額573万円（平成27年度まで540万円）が上限となっています。厚生年金保険は、1ヵ月150万円が上限です（年度の上限はなし）。

●「標準賞与額×保険料率」を労使折半で負担

賞与にかかる保険料は、標準賞与額に直接、保険料率をかけて計算します。保険料率は毎月の保険料と同じで、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

事業主は、被保険者負担分を賞与支払時に控除できます。賞与の保険料は、その月の毎月の保険料とあわせて納入告知書により請求されます。

■賞与の保険料の算定例（被保険者負担分）

ボーナス支給額 357,821円	健康保険		厚生年金保険料 (平29.9～) 18.3%
	標準賞与額 357,000円	一般保険料 10.0%【例】	介護保険料 1.59%【例】

健康保険<40歳からは介護保険料を上乗せ>

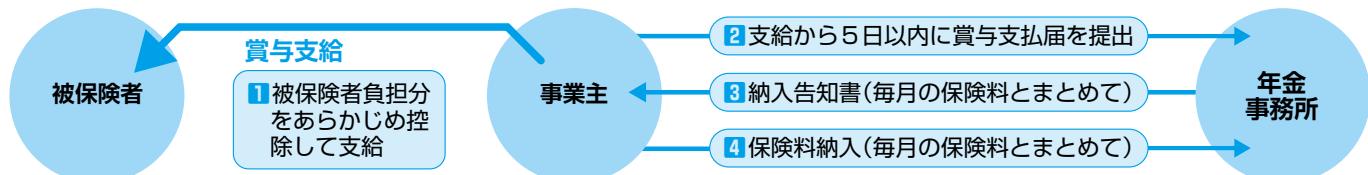
40歳未満：357,000円×10.0%÷2=17,850.00円

40～64歳：357,000円×(10.0%+1.59%)÷2=20,688.15円

厚生年金保険

357,000円×18.3%÷2=32,665.5円

*被保険者負担分の円未満の端数は、50銭以下は切り捨て、51銭以上は切り上げて1円とします（労使で別の取決め等がない場合の原則）



4 育児休業と保険料の取扱い

Q 育児休業期間の社会保険はどうなりますか？

A 「子育て支援」のための特例があります

育児休業等の期間の保険料免除

●被保険者分・事業主分とも保険料を免除

育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等の期間は、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。

事業主は、育児休業等の新規取得や期間延長について「育児休業等取得者申出書」【記載例F④】を、予定日前に終了した場合は「育児休業等取得者終了届」【記載例F⑤】を提出します。

●被保険者資格や保険給付の取扱いは変わらず

免除期間は、育児休業等開始月から終了予定日の翌日の月の前月までです。令和4年10月以降は、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます。

免除期間でも、被保険者の資格に変更はありません。保険給付（出産手当金や年金額の基礎）には、育児休業等取得直前の標準報酬月額が用いられます。

10

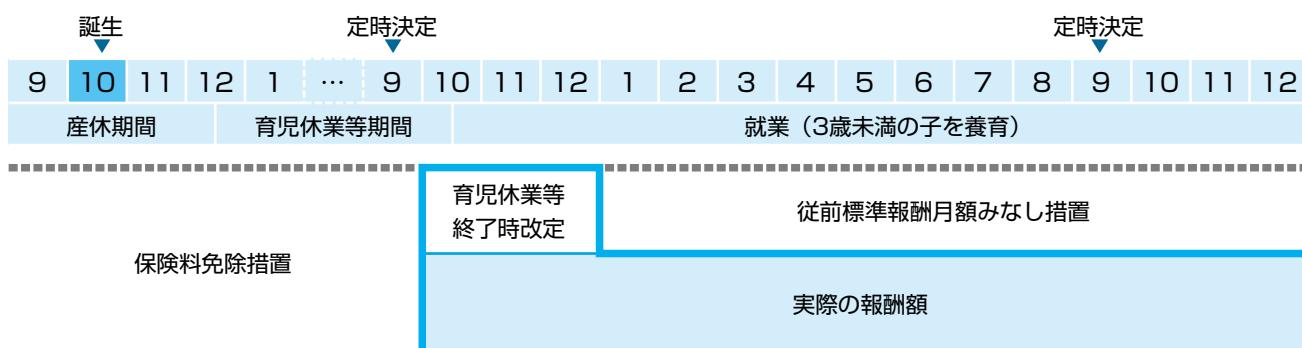
休業等終了時の標準報酬月額の改定

●休業終了後の報酬に応じて標準報酬月額を改定

育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者については、終了日翌日の月以後3ヵ月間の報酬に応じ、4ヵ月目から標準報酬月額を改定できます。

改定は、次の(1)と(2)を満たすときに行われます。

- (1)従前と改定後の標準報酬月額に1等級以上の差
- (2)3ヵ月間のうち1ヵ月の支払基礎日数が17日以上



※太い実線(—)は保険料額算定上の標準報酬月額、太い破線(—)は給付額算定上の標準報酬月額

産前産後休業期間の保険料免除：労働基準法の産前産後休業期間（産前6週間<多胎妊娠の場合は14週間>産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間）についても、健康保険・厚生年金保険の保険料（事業主・被保険者負担とも）が免除されています【記載例F①】。また、出産により産前産後休業期間が変更したとき【記載例F②】や産前産後休業終了時の報酬の変動【記載例F③】についても、育児休業等と同様の届出・改定のしくみが設けられています。

事業主が行う 日本年金機構への届出 記載例一覧

A 採用や退職があつたとき	①従業員を採用したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届*	12
	②従業員が退職したときなど	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届*	14
B 被扶養者について届出が必要なとき	①被保険者に扶養家族がいるとき・加わったとき (被扶養配偶者がいる場合)	健康保険 被扶養者(異動)届 (国民年金 第3号被保険者関係届)	16
	②被扶養者が扶養からはずれたとき (被扶養配偶者)	健康保険 被扶養者(異動)届 (国民年金 第3号被保険者関係届)	18
C 被保険者について届出が必要なとき	①被保険者の住所に変更があったとき (被扶養配偶者がいる場合)	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 (国民年金 第3号被保険者住所変更届)	20 20
	住所一覧表の提供を申し出るとき	厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者 住所一覧表提供申出書	21
	②被保険者の氏名に変更があったとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届	22
	③被保険者の生年月日に訂正があったとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届	22
	④基礎年金番号通知書の再交付をうけようとするとき	基礎年金番号通知書再交付申請書	23
参考 本人 が行う届出	健康保険の被保険者資格喪失の証明をうけるとき	健康保険・厚生年金保険 資格取得・資格喪失等確認請求書	24
	複数の適用事業所に使用されるとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届	24
D 健康保険(協会けんぽ)で 届出が必要なとき	①届書提出時に保険証/資格確認書を添付できないとき	健康保険 被保険者証回収不能届/資格確認書回収不能届	25
	②海外勤務などで介護保険に加入しないとき	介護保険適用除外等該当・非該当届	26
	③入社後すぐに保険診療をうけようとするとき	健康保険 被保険者資格証明書交付申請書	27
	未掲載 給付制限事由に該当・不該当のとき	健康保険法第118条1項(該当・不該当)届	—
E 給与や賞与を 届け出るとき	①毎年4月~6月の報酬を届け出るとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届*	28
	年間平均で算定する場合(修正平均)	申立書/例年の状況、標準報酬月額の比較、同意等	32
	②報酬額に大幅な変動があったとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届*	34
	③賞与を支給したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届*	36
	賞与支払予定期間に賞与を支給しなかったとき	同 賞与不支給報告書	37
	被保険者期間2以上で賞与が上限を超えるとき	健康保険 標準賞与額累計申出書	37
F 産休・育休等 をとる被保険 者がいるとき	①産前産後休業期間の保険料免除をうけるとき	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書	38
	②出産により産前産後休業期間が変更したときなど	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届	39
	③産前産後休業終了後の報酬に変動があったとき	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届*	40
	④育児休業等期間の保険料免除をうけるとき	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書	41
	⑤予定期前に育児休業等を終了したとき	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届	42
	⑥育児休業等終了後の報酬に変動があったとき	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届*	43
	⑦養育期間の標準報酬の特例をうけるとき	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書	44
	未掲載 子を養育しなくなったとき	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例終了届	—
参考1 事業所関係届 書・申請書	①事業所を設立し、社会保険に加入するとき	健康保険・厚生年金保険 新規適用届	45
	②事業所の名称・所在地を変更するとき	健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届	46
	③事業主・事業所関連の変更があつたとき	健康保険・厚生年金保険 事業所関係変更(訂正)届	47
	未掲載 強制適用とならない事業所が適用をうけるとき	健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書	—
	未掲載 事業所を廃止、休止したとき	健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届	—
参考2 その他	未掲載 任意適用の取消を申請するとき	健康保険・厚生年金保険 任意適用取消申請書	—
	ローマ字で氏名を登録(変更)するとき	厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届 (国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届)	48

※1. 記載例で用いている氏名・事業所名・住所(所在地)等は、「例」として設定したものであり、実在の人物・事業所等とは関係ありません。

※2. *が付されている様式については、健康保険被保険者分と厚生年金70歳以上被用者分を1枚で提出できるようになっています。

A 採用や退職があったとき

1従業員を採用したとき

健康保険
厚生年金保険

被保険者資格取得届

- 事業主は、従業員を採用した場合など、新たに健康保険・厚生年金保険に加入する人について「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を5日以内に提出します。
- 被保険者となる人に扶養家族がある場合は、同時に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。また、扶養家族が20歳以上60歳未満の被扶養配偶者である場合には、「国民年金第3号被保険者関係届」で届出します。

■注意したい点

- 資格取得届が提出されていないことが後でわかった場合、①遡って資格取得届を提出し、②遡ってその分の保険料を納める必要があります。
- 対象者が老齢厚生年金の受給者である場合、年金額や給与額により年金が一部または全部支給停止になることがあります。遅れて資格取得届を提出すると、遡って支給停止となり、年金を返納することになります。

様式コード	健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険										被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届										受付印		
2 2 0 0																							
提出者記入欄		令和〇〇年 4月 2日提出		○○-モヘオ 事業所番号 1 2 3 4 5																			
		届書記入の偽りがないことを確認しました。 〒 160-0000 東京都新宿区〇〇1-2-3																					
事業所所在地		事業所名稱 紅葉出版株式会社 渡辺 〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇										社会保険労務士記載欄											
事業主氏名												氏名等											
電話番号																							
被保険者1		①被保険者整理番号	②(フリガナ) 氏名 大澤	③生年月日 2 9 0 4 1 8	④種別 3 男 5. 男(基金) 4. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)																		
		⑤取扱区分 4 ⑥個人番号(基礎年金番号) 5 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	⑦報酬額(支給額) 8 ⑨(支給) 262,000 円 ⑩(現物) 0 円	⑧取扱(該当年月日) 6 9. 令和 0 4 0 1	⑪被扶養者 7 0. 無 1. 有																		
10 本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 (フリガナ)												該当する項目を〇で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他()											
												3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 遅報後の継続再雇用者の取得 5. その他()											
												11 資格確認書発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要											
被保険者2		①被保険者整理番号	②(フリガナ) 氏名 田村	③生年月日 2 9 0 9 0 5	④種別 3 男 5. 男(基金) 4. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)																		
		⑤取扱区分 5 ⑥個人番号(基礎年金番号) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2	⑦報酬額(支給額) 180,000 円 ⑨(支給) 1800000 円 ⑩(現物) 0 円	⑧取扱(該当年月日) 9. 令和 0 4 0 1	⑪被扶養者 0. 無 1. 有																		
12 本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 (フリガナ)												該当する項目を〇で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他()											
												3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 遅報後の継続再雇用者の取得 5. その他()											
												13 資格確認書発行要否 <input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要											
被保険者整理番号		②(フリガナ) 氏名	③生年月日	④種別																			
		(氏)	5.昭和 6.平成 9.令和	年 0 9 0 5	1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)																		

※通常の労働者から短時間労働者または短時間労働者から通常の労働者に変更した場合は「被保険者区分変更届」(「70歳以上被用者区分変更届」)を提出します。

資格取得時の本人確認の徹底

日本年金機構では、偽名による健康保険被保険者資格の不正取得を防止するため、資格取得時の一層の適正化に努めることにしており、事業主には「資格取得届」の提出時に被保険者となる人の本人確認の徹底をもとめています。

新たに被保険者となる人を採用した場合、事業主はその人の氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバーまたは基礎年金番号等を確認のうえ、資格取得届に記入して届け出ことになっていますので、マイナンバーまたは基礎年金番号を必ず本人に確認するようにします。

マイナンバーまたは基礎年金番号が未記入の場合は、資格取得届がいったん返されます。

資格取得届提出後の流れ

資格取得届で資格取得の確認および標準報酬月額が決定されると「資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」または「70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」が事業所に送られてきます。この通知書に記載されている資格取得日と標準報酬月額は、給付と保険料に直接関係しますので、事業主は被保険者にその内容を知らせます。なお、ここで決定された標準報酬月額は、随時改定が行われない限り、1月～5月決定の場合はその年の8月まで(その年の定期決定が行われるまで)、6月～12月決定の場合は翌年の8月まで(翌年の定期決定が行われるまで)用いられます。

また、健康保険について「資格情報のお知らせ」および必要な場合は「資格確認書」が【公的年金にはじめて加入した被保険者等には基礎年金番号通知書も】送られてきますので、取扱い上の注意を説明して被保険者に渡します。

A 採用や退職があったとき

記入の方法

※70歳以上の方について提出する場合は、「⑩備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」を○で囲みます。

⑨**提出者記入欄** 事業所整理記号・事業所番号は、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入します。

⑩**氏名**：住民票に登録されているものと同じ氏名を記入します。「フリガナ」はカタカナで正確に記入します。

⑪**生年月日**：年号は該当する番号を○で囲み、生年月日は、たとえば、昭和〇〇年4月18日生まれの場合は、|〇〇|04|18|のように記入します。

⑫**種別（性別）**：該当する番号を○で囲みます。

	男子	女子	坑内員
一般（基金未加入）	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑬**取得区分**：該当する番号を○で囲みます。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となつたとき（船員保険適用者を除く）
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船任業継	船員任意継続被保険者であるとき

⑭**個人番号（基礎年金番号）**：本人確認（49頁参照）を行ったうえで、個人番号を記入します。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入します。

⑮**取得（該当）年月日**：適用事業所に使用されるに至った日（事実上の使用関係が発生した日）、（70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日）、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入します。

⑯**被扶養者**：健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲みます。「1. 有」の場合は『被扶養者（異動）届』の届出が別途必要です。

⑰**報酬月額**：次のとおり、見込額を記入します。

⑱**通貨**：給料、手当など、名称を問わず労働の対償として金銭（通貨）で支払われるすべての合計金額を記入します。具体的には、初任給に通勤手当・住宅手当などの定期的な手当と、残業手当（見込額）を加えます。

(1)臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は、対象となりません。

(2)週給の場合は、7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入します。

(3)実績によって報酬が変わるのは、資格取得月の前月1ヵ月間に同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入します（日給、時間給、出来高給、請負給なども同様に）。

退職後継続再雇用時の手續

60歳以上の被保険者の退職後継続再雇用（1日も空くことなく同じ会社に再雇用）については、再雇用後の給与の変動に標準報酬月額を即応させるため、いったん使用関係が中断したとみなし、資格喪失届・資格取得届を提出できます。

この取扱いは、正社員に限らず、役員・嘱託・パートタイマー等でも対象となり、事業所の定年制の有無や定年退職かどうかにかかわらず、退職後継続再雇用であれば適用されます。

⑲**現物**：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭（通貨）以外で支払われるものについて記入します。現物によるものの額は、厚生労働大臣が定めた額（食事・住宅は都道府県ごとの価額、その他の衣服などは時価により算定します）を記入します。

⑳**備考**：該当する場合に番号を○で囲みます。在職中に70歳に到達した場合は、この届書ではなく『70歳到達届』（厚生年金保険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届）を提出します。「2. 二以上事業所勤務者の取得」に該当する場合は、資格取得日から10日以内に、被保険者が『被保険者所属選択・二以上事業所勤務届』を提出します。「3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」は、短時間労働者に係る資格取得届を提出する場合に○で囲みます。「4. 退職後の継続再雇用者の取得」に該当する場合は、この届書とあわせて『被保険者資格喪失届』を提出します。

㉑**住所**：住民票住所を記入します。日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入の上「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由を記入します。

※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

㉒**資格確認書発行要否**：資格確認書の発行が必要な場合（以下の場合に限ります）は、「□発行が必要」に✓を入れます。

- マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードの返納者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない人、利用登録解除を申請した人、利用登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの人

添付書類

原則として必要ありませんが、次の(1)(2)に当てはまる場合は、それぞれ次の添付書類が必要となります。

(1)60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合（同時に同日付の資格喪失届の提出が必要）⇒

①就業規則・退職辞令の写し（退職日の確認ができるもの）および継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書の写し、または②（①を添付できない場合は）退職日および再雇用日が記載されている事業主の証明書

(2)国民健康保険組合に引き続き加入し、一定の要件に該当する場合等⇒**健康保険被保険者適用除外承認申請書**

※ただし、国保組合の理事長が認めた場合に限られ、事実発生日から14日以内に届出を行う必要があります（やむを得ない理由により14日以内に届出ができなかった場合、同時にその理由を記載した理由書の添付が必要です）。

●再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に

退職後継続再雇用時の資格取得届には、退職後継続再雇用を証明する書類の添付が必要です（上記「添付書類」の(1)）。

資格取得届により、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額の資格取得時決定が行われます。これにより、在職老齢年金の支給停止額や保険料は、再雇用後の給与（標準報酬月額）に応じた額に変更されます。この手続を行わない場合は、再雇用（給与変動）後4ヵ月目の随時改定により標準報酬月額が改定されます。

A 採用や退職があったとき

②従業員が退職したときなど

健 康 保 險 厚 生 年 金 保 險

被保險者資格喪失屆

■資格喪失届を提出するとき

- 従業員が、以下のような健康保険・厚生年金保険の資格を喪失する要件に該当した場合に、資格喪失日から5日以内に事業主が提出します。
①退職 ②死亡 ③後期高齢者医療の資格取得※
※75歳到達で該当または65歳以上で障害認定をうけ該当
 - なお、従業員が70歳に到達すると厚生年金保険者資格を喪失しますが、この場合は別様式の「厚生年金保

険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届（70歳到達届）を提出します。

■注意したい点

- 保険料は資格喪失日の前月まで負担します。たとえば8月31日退職であれば資格喪失日は翌日の9月1日ですから、8月分の保険料を天引きします。これを資格喪失日8月31日として、7月分までしか天引きしないのは間違いです（7月分、8月分の2カ月分を控除します）。

株式コード 2 2 0 1		健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険		被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届														
令和 ○○ 年 4 月 2 日提出												 受付印						
事業所 整理記号				○○一 サエホ		事業所 番号		5 6 7 8 9										
提出者記入欄	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 112 - 0000 東京都文京区○○1-2-3																	
	株式会社サンサン電気工事 代表取締役社長 岡村 ○○ ○○ (○○○○) ○○○○																	
													社会保険労務士記載欄					
													氏名等					
被保険者 1	① 被保険者 整理番号	7		② 氏名 (氏)	ヨイケ 小池				○○		③ 生年月日	1 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日			
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1		⑤ 喪失年月日	3		⑥ 令和 0 4 0 1	⑦ 退職等 (令和 ○○ 年 3 月 31 日退職等) 5 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失	⑧ 6 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 6 不該当年月日 9. 令和									
	備考	3. その他																
		添付 1 枚																
		返不能 _____ 枚																

記入の方法

1③生年月日：年号は該当する番号を○で囲みます。

②④個人番号（基礎年金番号）：本人確認（49頁参照）を行ったうえで、個人番号を記入します。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入します。「死亡」による資格喪失の場合は基礎年金番号を記入します。

③⑤喪失年月日：下表を参考し喪失年月日を記入します。

退職等による資格喪失	退職日の翌日・転勤の当日・雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による資格喪失	社会保障協定発効の当日・相手国法令の適用となった日の翌日

④⑥喪失（不該当）原因：下表を参照し該当する番号を○で
囲みます。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を（ ）
内に記入します。

4. 退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5. 死亡	死亡した場合
7. 75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9. 障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
11. 社会保障協定	社会保障協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失する場合

⑦備考：「1. 二以上事業所勤務者の喪失」は、2カ所以上の適用事業所で勤務している被保険者が喪失する場合に○で囲みます。60歳以上で退職した人が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合「2. 退職後の継続再雇用者の喪失」を○で囲み、この届書とあわせて『被保険者資格取

A 採用や退職があったとき

得届』を提出します。転勤により資格喪失する場合は、「3. その他」を○で囲み、() 内に「〇〇年〇〇月〇〇日転勤」と記入します。「資格確認書等回収」欄は、回収した資格確認書・被保険者証の枚数を「添付」、回叺できなかった枚数を「返不能」に記入します。なお、現在交付されている資格確認書・被保険者証について、返不能の場合は、『資格確認書回収不能届』・『被保険者証回収不能届』を提出します。

⑥⑧70歳不該当：70歳以上の人で資格喪失理由が退職、死亡である場合は、「□70歳以上被用者不該当」に✓を入れます。また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日を記入します。在職中に70歳に到達された人の厚

生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出します（下記参照）。

※70歳に到達した在職者が老齢基礎年金等の資格期間を満たしていない場合は、満たすまで任意加入できます。このときは、年金事務所に「厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出・申請書」を提出します。

添付書類

交付されている資格確認書・健康保険被保険者証（本人分および被扶養者分）、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証

※健康保険組合の資格確認書等は健康保険組合が回収

様式コード 2 2 6 9		70歳到達届										厚生年金保険 被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当				
令和〇〇年〇〇月〇〇日提出																
提出者記入欄		事業所整理記号 <input type="checkbox"/> サエホ 事業所番号 5 6 7 8 9										受付印				
事業所所在地		面識記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒160-0000 東京都文京区〇〇1-2-3														
事業所名称		株式会社サンサン電気工事										社会保険労務士記載欄				
事業主氏名 電話番号		代表取締役社長 岡村〇〇 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇										氏名等				
この届書は、在職中に70歳に到達した以降も引き続き同一の事業所に勤務され、70歳到達日の標準報酬月額（相当額）が従前額と異なる場合に提出していただくものです。																
被保険者欄		① 被保険者番号	4	② 氏名	中島〇〇				③ 生年月日	5	〇	〇	0	2	1	0
資格喪失欄		④ 個人番号 [基礎年金番号]	4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3	⑤ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者 2. 短時間労働者（特定適用事業所等） 3. その他 []											
被用者該当欄		⑥ 喪失年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	⑦ 喪失原因	⑥ 70歳到達（厚生年金保険のみ喪失）											
		⑧ 該当年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	⑨ 報酬月額	⑩（遺貨） 200,000円 ⑪（現物） 0円				⑫（合計⑩+⑪） 200000円							

退職後などに本人が行う健康保険の届出

●健康保険の任意継続被保険者の申出

健康保険の被保険者期間が退職日までに継続して2ヵ月以上ある人は、2年間は任意継続被保険者として、自分で保険料を負担することで現在の健康保険に加入できます。

手続は、本人が退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を住所地の協会けんぽ都道府県支部（または加入していた健康保険組合）に提出して行います。なお、被扶養者について生計維持や同一世帯に関する書類が必要な場合があります。

●国保加入時の健保資格喪失日等の証明

被保険者・被扶養者だった人が国民健康保険に加入するときなどに、健康保険の資格喪失日や被扶養者でなくなった日を証明する書類が必要となる場合があります。

このときは、本人が最寄りの年金事務所に「資格取得・資格喪失等確認請求書」【24頁】を提出すると、確認通知書が交付されます（任意継続被保険者・被扶養者だった人は、協会けんぽまたは健康保険組合に提出）。

75歳からの後期高齢者医療への加入

健康保険の被保険者・被扶養者は、①75歳になったときは誕生日から、②65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定をうけた場合はその日から、後期高齢者医療の被保険者となります。このときは、健康保険についての資格喪失や被扶養者（異動）の届出が必要となります。

●被保険者・被扶養者それが75歳から該当

後期高齢者医療には、75歳以上の人などが個人単位で加入します。健康保険の被保険者が後期高齢者医療に該当した場合は、被扶養者だった人も健康保険を脱退することになり、別に自分で国民健康保険などに加入します。